

長野県報

4月11日(月)
令和4年
(2022年)
第295号

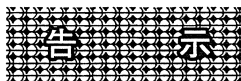
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課).....	1
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支援課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(障がい者支援課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	5
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	5

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	6
都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課).....	9
特定調達契約の締結が見込まれる一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の定め(契約・検査課).....	10



長野県告示第193号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380番地	令和7年4月30日

医療政策課

長野県告示第194号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
山本 ひとみ	音声・言語 平衡	飯田市鼎中平1936 社会医療法人 健和会
百瀬 佳代子	肢体不自由	安曇野市三郷温2645 医療法人 桂心庵 ももせクリニック
窪 昭佳	肢体不自由	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター
上原 理恵	肢体不自由	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター
酒井 健司	心臓	中野市西1丁目5番63号 JA 長野厚生連 北信総合病院
原 寛美	そしゃく	伊那市美篁5324-1 介護老人保健施設 みぶの里

障がい者支援課

長野県告示第195号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
佐藤 敦子	塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学病院	塩尻市広丘吉田3051 太田眼科
福井 えみ	塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学病院	塩尻市広丘吉田3051 太田眼科
原 寛美	塩尻市室賀1295 医療法人社団 敬仁会 桔梗ヶ原病院	伊那市美篁5324-1 介護老人保健施設 みぶの里
小池 清一	須坂市大字須坂1332 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立信州医療センター	須坂市小河原1885-10 医療法人 小池医院

障がい者支援課

長野県告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
川西医院訪問看護ステーション	埴科郡坂城町中之条872	令和4年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
友愛薬局	北佐久郡軽井沢町長倉2416-2	令和4年4月1日
飯島亀田薬局	上伊那郡飯島町飯島2038-2	令和4年4月1日
みるく薬局	安曇野市豊科406-23	令和4年4月1日
あんず薬局あづみ野店	安曇野市豊科877番地4	令和4年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
あん訪問看護ステーション 茅野市宮川3987-3	あん訪問看護ステーション 茅野市ちの 3499-1 タカハシビル3階	令和4年2月14日

障がい者支援課

長野県告示第199号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市大瀬木2626の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第200号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
飯田市南信濃和田919の1、2529の1、2529の2
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第201号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上田市真田町長字岩谷2872の1、2872の2、2873の1、2873の2、2874、2875の1から2875の4まで、2876の1から2876の4まで、2877の1、2877の2、2878の1、2879、2880のイ、2880のハ、2881の1から2881の3まで、2881のハ、2881のニ、2882の1、2882の2、2885の1、2886、2887の1、2887の2、2888、2889の1、2890の1、2891の1、2892の1、2893、2894、2896、2898のイ、2898のロ
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第202号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡飯島町日曾利119の7、119の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第203号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

栄村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第204号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

木曾郡南木曾町吾妻1747- 1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課